

# 第5回障がい福祉計画策定委員会 資料

平成30年3月16日（金）午後2時

岩見沢市役所3階 委員会室

# 障がい児福祉計画（第1期）(案)①

## ○基本目標

### 障がい児支援体制の充実

#### 修正前

発達に支援の必要な子どもや障がいのある子どもが、身近な場所で療育や教育の支援を受けるために、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制づくりを進めます。

#### 修正後

発達に支援の必要な子どもや障がいのある子どもが、身近な場所で療育や教育の支援を受けるために、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで、切れ目のない（削除）支援を提供する体制づくりを進めます。

## ○施策 療育・教育について

### 動向と課題（修正なし）

乳幼児の発育や発達の遅れを早期に発見し、必要な療育や相談・指導を行うことは、障がいのある子どもの成長や保護者にとって重要な要素となります。障がいのある子どもを育てる保護者はさまざまな悩みや不安を抱えており、そういった保護者の不安を解消するための身近な相談支援体制や、同じ悩みをもつ保護者との交流が求められています。

また、障がいのある子どもが伸び伸びと成長していくためには、早期から、様々な子ども同士が関わりながら、集団生活に慣れ親しんでいくことが大切です。子どもの成長に大きく関わる教育環境において、障がいの有無を問わず、可能な限りすべての子どもがともに学べるよう一層配慮していく必要があります。

# 障がい児福祉計画（第1期）(案)②

## 施策の方向

### 修正前

### 修正後

#### ①障がい児支援の充実

- ・発達に支援の必要な子どもや障がいのある子どもに対し、早期に相談・指導を行うなど、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を行い、乳幼児期から学校卒業までの一貫した計画的な療育・教育環境の整備を進めます。
- ・障害児通所支援の利用料の無料化を継続し、発育や発達に支援の必要がある子どもに対する適切な療育を促進します。
- ・放課後等デイサービスをはじめとする障害児通所支援の提供体制の充実を図り、支援が行きわたる環境を整備します。
- ・ライフステージが変化しても切れ目なく支援が継続されるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携する体制を構築します。

#### ②学校教育における支援の充実

- ・障がいの有無に関わらず、様々な子ども同士が関わりながら、すべての子どもたちが可能な限り同じ場で学べるよう配慮に努めます。
- ・個性を伸ばし伸ばしと発揮できる環境の提供に向けて、特別支援学級の充実に努めます。
- ・教職員や子どもたちとその保護者に対し、発達障がいについての理解を深めるため、特別支援教育の充実に努めます。

#### ③医療的ケア児支援

- ・住みなれた地域で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関連分野の支援が適切に受けられる体制を整備します。

#### ①障がい児支援の充実

- ・発達に支援の必要な子どもや障がいのある子どもに対し、早期に相談・指導を行うなど、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を行い、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない療育や学校教育を受けられる環境を整えます。
- ・障害児通所支援の利用料の無料化を継続し、発育や発達に支援の必要がある子どもに対する適切な療育を促進します。
- ・放課後等デイサービスをはじめとする障害児通所支援の提供体制の充実を図り、支援が行きわたる環境を整備します。
- ・ライフステージが変化しても切れ目なく支援が継続されるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携する体制を構築します。

#### ②学校教育における支援の充実

- ・障がいのある子どもたちの自立を支援する視点に立ち、その生活や学習上の困難を克服するために必要な指導や支援を行う教育の充実に努めます。
- ・研修体制や指導計画の見直しを不断に行い、特別支援教育コーディネーターを中心に学校全体で特別支援教育を進める体制を整え、その充実に努めます。
- ・特別支援教育充実のため、教職員や保護者及び子どもたちの、発達障がいについての理解を深める働きかけを継続的に行っていきます。

#### ③医療的ケア児支援

- ・住みなれた地域で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関連分野の支援が適切に受けられる体制を整備します。

# 障がい福祉計画（第5期）(案)及び障がい児福祉計画（第1期）(案)について

## 障がい福祉計画（第5期）

### 第1章 障がいのある人に対するサービス支援

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| 1 障害者総合支援法及び児童福祉法のサービス体系 | P 1 |
| 2 障害福祉サービスの概要            | P 2 |
| 3 地域生活支援事業の概要            | P 4 |

### 第2章 第4期計画の進捗状況と課題

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 1 第4期計画の概要        | P 5 |
| 2 目標値の達成状況と課題     | P 5 |
| 3 障害福祉サービスの見込量と実績 | P 7 |

### 第3章 平成32年度の基本目標と見込量

- |                |       |
|----------------|-------|
| 1 基本目標設定の考え方   | P 1 4 |
| 2 障害福祉サービスの見込量 | P 1 6 |
| 3 地域生活支援事業の見込量 | P 1 9 |

## 障がい児福祉計画（第1期）

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| 1 障がい児通所支援の概要      | P 1 |
| 2 障がい児支援の提供体制の整備目標 | P 2 |
| 3 障害児通所支援の見込量      | P 2 |